

## 子どもの権利推進計画(仮称)策定に向けた論点整理

- これまでに子どもの権利推進委員会や、骨子案に対する意見照会において、委員の皆さまから様々なご意見をいただきました。
- また、先般開催した中学生による意見交換会においても、子どもたちの視点から子ども条例に基づく取組や子どもの権利に関する考え方について、様々なご意見をいただきました。
- さらに、子ども向けのアンケートにおいて、子どもたちの感じていること、置かれている状況なども分かってきました。
- これらのことを踏まえ、今後の子どもの権利を守るための施策の基礎となる「施策の方向性」について、以下論点を整理します。

«※以下に記載の意見等は、施策の方向性に関連した意見等を抜粋したものです。»

«施策の方向性①»子どもの権利の普及・啓発及び学習・研修		
推進委員会等での意見	骨子案に対する意見	子どもからの意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子手帳交付時等に周知・啓発を図ることで、子どもは保護の客体ではなく、権利を行使する主体であるとの認識を広げる</li> <li>・ 視覚に訴えるロゴマークやキャッチフレーズなどを活用し幅広く訴える</li> <li>・ 具体的で実効性のある人権教育プログラムを、こども・教職員・市民を含む保護者に実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周知・啓発の対象に事業者を入れるべき</li> <li>・ 子どもの権利を理解し、具体的なスキルを学び実践していくため、実効性のある研修が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より多くの人たちが子ども条例に関心を持ち、理解していくことが大切</li> <li>・ 子どもだけでなく、大人にも関わることなので、市民全員に知ってもらいたい</li> <li>・ テレビや YouTube 等の SNS を活用した広報を行う</li> <li>・ 子ども条例に関するイベントの実施</li> </ul>



### 【以下、調整中案】

#### (1) 子どもの権利の普及・啓発

- 子どもの権利の普及・啓発に向け、「子どもの権利推進週間(5月5～11日)」及び「子どもの権利推進月間(11月)」を集中取組み期間として、幅広く市民への周知を図ります。

- 子どもをもつ保護者はもとより、子どもに関わる施設等の職員や地域で子育てに関わるおとなに対し、関係機関や団体などと連携しながら、周知を図ります。

## (2) 子どもに対する子どもの権利の理解促進

- 学齢期の子どもに対しては、発達段階にあわせた資料等を作成し、学校等と連携を図りながら、子ども自身が権利の主体であることなど、子ども条例の内容の理解促進を図ります。
- 未就学児に対しては、保育施設等で活用可能な動画や紙芝居、絵本など、親しみやすく楽しんで学べる周知資料等を作成し、子どもの権利について分かりやすく伝えていきます。

## (3) おとなに対する子どもの権利の理解促進

- 妊娠期にある保護者や乳幼児の保護者に対し、妊娠期や乳幼児期の検診、子育て支援センターなど様々な機会を捉えた働きかけを行い、医療機関や保育施設等とも連携を図りながら、子どもの権利の理解促進を図ります。
- 学齢期の子どもをもつ保護者に対しては、学校等を通じたパンフレットの配布や、家庭教育支援などの取組と連携を図ることにより、普及・啓発を進めます。
- 子どもの育ちや学びを地域総がかりで支えるコミュニティスクール事業に関わる地域の方々を通じた普及・啓発を図ります。
- 子どもを持つ保護者が、仕事と子育てを両立させ、その結果として子どもの権利が守られる環境が構築されるよう、関係団体等を通じ事業者への普及・啓発を図ります。

## (4) 子どもの権利を活かした教育活動等の推進

- 子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動等に主体的に参加し、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動などを通じ、子どもの権利を尊重する機運の醸成を図ります。
- 教職員向けの研修等を通じ、子どもの権利を理解し、これを尊重する意識の醸成を図ります。
- 障がいのある人などへの偏見をなくし、思いやりを持って手助けしようとする考えや行動（心のバリアフリー）の普及・啓発を進めます。

(5) 子どもの権利の普及・啓発を図るための研修やワークショップ等の実施

- 子どもの権利をより深く理解し、子どもの社会参加や意見表明が促進されるよう、子どもが主体となるワークショップを開催します。
- 既存の取組を活用しながら、保護者や教職員、地域の方々など子どもに接するおとなが参加する研修会等を通じ、子どもの権利の理解促進を図ります。

<b>＜施策の方向性②＞子どもを受け止め、育む環境づくり</b>		
<b>推進委員会等での意見</b>	<b>骨子案に対する意見</b>	<b>子どもからの意見</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもが気軽に相談できる窓口になるとよい</li> <li>・ 電話だけでなく幅広いツールでの受付、受付時間の配慮等が必要</li> </ul>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域と各家庭が連携し、子どもを見守り育てる</li> <li>・ 条例の重要性を呼びかけ、理解を広め、意識して生活し、実感してもらう</li> <li>・ 市が相談窓口をつくった場合、約 25%が相談したいと回答</li> </ul>



**【以下、調整中案】**

<p>(1) <u>子どもの権利や悩みに対する相談体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども権利や子ども特有の悩みなどに対し、安心して気軽に相談できる環境の整備に向け、関係機関との連携を図りながら検討を進めます。</li> </ul>
<p>(2) <u>わかりやすい周知の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども相談体制の整備に際しては、相談窓口の存在を幅広く知っていただくため、各種媒体を活用した広報のほか、分かりやすく親しみやすい方法（ノベルティグッズの配付等）により周知を図ります。</li> </ul>
<p>(3) <u>子どもの権利に関する状況把握</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校等と連携を図りながら、子どもの権利に関する子ども向けのアンケート調査を実施し、子ども条例及び子どもの権利に関する認知度や子どもの置かれている状況等の継続的な把握に努めます。</li> <li>● 子ども条例に関する周知・啓発イベントや学校や地域における研修会等の機会を捉え、保護者を含む幅広いおとなに対し、子どもの権利に関する認知度や意識を把握するよう努めます。</li> </ul>

≪施策の方向性③≫子どもの権利侵害からの救済

推進委員会等での意見	骨子案に対する意見	子どもからの意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新潟市子どもの人権擁護委員」の制度を導入してほしい</li> <li>・SOSを出したいけれども出せない子どもへのケア、救うための工夫が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市の「人権オンブズパーソン」、世田谷区の「せたホット」のような機関を設ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困っている子どもや家庭への支援を手厚く行う</li> <li>・悩んでいる人に支援の場があることを知らせ、相談できるようにする</li> </ul>



【以下、調整中案】

- 他都市の取組などを参考としながら、他の相談体制に関する制度等とのすみ分けも踏まえ、検討を進めていきます。
- 本委員会においては、子どもの権利相談窓口や子どもの権利救済機関について、各委員の立場から、現状における課題等を踏まえ、「こうあって欲しい」「このような機能があるとよい」といったご意見を伺いたいと考えています。

## ≪施策の方向性④≫子どもの社会参画の促進と意見表明権の確保

推進委員会等での意見	骨子案に対する意見	子どもからの意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他自治体との交流や関係機関との意見交換を行ってほしい</li> <li>・ 子ども世代の声を聴くイベント等を開催し、その意見を市政やまちづくりに反映させてほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子供の意見表明権を確保するため「子どもの SOS」を聴くことのできるおとなをつくることが必要</li> <li>・ 区や地域コミュニティ等の範囲でのワークショップ等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの子どもがいろいろな決め事に参加できるとよい</li> <li>・ 物事の企画や決定に、子供の意見が尊重され、取り入れられるとよい</li> <li>・ 子どもの意見発表・交換会を市内全体で行う</li> </ul>



### 【以下、調整中案】

#### (1) 子どもの意見表明権の確保に向けた取組

- 学校や地域において、子どもの権利やまちづくりなどについて学び、考えたことを、他の学校などと共有、意見交換することにより、さらなる理解の促進につなげます。
- 行政計画の策定や子どもに関わる施策方針を定める場合は、可能な限り子どもたちからの意見を聴取できるよう努めます。

#### (2) 市政や地域づくりへの子どもの参画の促進

- 子どもが主体的に自分達の住んでいる地域や、新潟市のまちづくりについて学び、話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの意見表明及び参加の機会を確保します。
- 子どもたちの意見交換会などから出た意見を、関係機関などに届け、子どもたちの意見が、市政やまちづくりに活かされるよう取り組みます。

#### (3) 子どもが関わる施設や地域における子どもの参画の促進

- 子どもが関わる施設や地域の行事等において、子どもが意見を出しやすい環境づくりや、子どもの意見を反映させられる取組を支援します。